

令和 2 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回臨時会

令和 2 年 5 月 29 日 開会
令和 2 年 5 月 29 日 閉会

宝達志水町議会

本臨時会に付議された議案件名

- 議案第35号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第36号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 令和2年6月1日から令和2年7月31日までの間における町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する条例について
- 議案第38号 宝達志水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 宝達志水町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について

令和2年5月29日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	8 番	守 田 幸 則
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸
7 番	柴 田 捷		

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
参事兼総務課長 村 井 仁 志
危機管理室長 宮 本 孝 則
情報推進課長 山 本 昭 弘
財政課長 金 田 成 人
企画振興課長 安 達 大 治
住民課長 定 免 文 江
税務課長 村 井 康 志
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	高 木 栄 子
農林水産課長	松 原 好 秀
地域整備課長	藤 本 清 司
会 計 課 長	越 外志美
宝達志水病院 事 務 局 長	松 田 英 世
宝達志水病院 事 務 局 長 (再編・統合対策担当)	濱 中 豊
教 育 長	細 江 孝
学校教育課長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生涯学習課長兼 文化財室長	坂 井 賢

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第35号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第36号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第37号 令和2年6月1日から令和2年7月31日までの間における町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する条例について
- 日程第7 議案第38号 宝達志水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 質疑、討論、採決
- 日程第9 発議第1号 宝達志水町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について
- 日程第10 質疑、討論、採決

◎開会・開議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ、申し上げます。

今臨時会におきましては、今般の新型コロナウイルス感染防止対策として一般の方の傍聴を中止し、傍聴は報道機関のみとしております。また、議員及び執行部の皆様につきましてもマスクの着用を認め、マスクを着用したままの答弁も認めることといたしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、町広報担当及び報道機関から写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまから令和2年第2回宝達志水町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、1番 岩根信水君、2番 勝二正人君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から令和2年3月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今臨時会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎町長提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） これより、本日提出のありました議案第35号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から議案第38号 宝達志水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和2年第2回宝達志水町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症により罹患されている方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。そして、医療の最前線で御尽力されている医療従事者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、政府は5月25日に新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言を全面解除しました。これまでの取組により新規感染者数が大きく減少した一方で、暮らしや社会経済には極めて大きな影響が現れております。本町におきましても、町民生活や地域経済に対する支援策、そしてこのたびのように長期の休校が必要な際にも、オンライン学習が実施可能な環境を整備する必要があり、GIGAスクール構想の前倒し等に速やかに対応していきたいと考え、予算計上をいたしております。

それでは、本臨時会に提出いたします補正予算関係2件と条例関係2件について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第35号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、4月の臨時会に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策関係として2億3,721万9,000円を追加し、総額を96億5,871万5,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、議会費では、新型コロナウイルス感染の拡大による影響を鑑み、議員報酬を減額するものであります。

総務費では、議員報酬と同様に町長及び副町長の給与を削減するほか、小・中学校で実施するG I G Aスクール構想の環境整備に要する経費を追加するものであります。

民生費では、町内の福祉・医療従事者が行う感染拡大防止対策に要する費用への補助に係る経費と、18歳以下の児童・生徒に1人当たり2万円の商品券を配布することに加え、児童扶養手当を受給している世帯には児童1人当たり現金2万円を上乗せ支給する経費のほか、関連事務職員の時間外手当を増額するものであります。

衛生費では、宝達志水病院で導入する医療機器購入及び特殊勤務手当に要する繰出金を増額するものであります。

商工費では、県が実施する小規模事業者感染拡大防止緊急支援費補助金の事業者負担をゼロにするための追加補助のほか、国の持続化給付金の対象外である企業等に対する町独自の給付金として、法人には20万円、個人には10万円を支給するために必要な経費を追加するものであります。

教育費では、先の特別職と同様に教育長の給与を削減するほか、全小中学生に学習者用パソコンを配備するとともに、高速ネットワーク環境などを整備するG I G Aスクール構想環境整備に要する経費を追加するものであります。この構想は文部科学省より令和5年度までの実施を目指すものでありましたが、新型コロナウイルスの影響を受け、前倒しで本年度中に実施することとなったものであります。

さらに、大学生等の経済的な理由による退学につながらないように、学費及び休学に要する経費の一部を補助するための所要の経費と、小・中学校における教職員の業務軽減を図るため、スクールサポートスタッフを配置する経費を追加するものであります。

歳入予算については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とG I G Aスクール構想のための国庫補助金等を充て、4月補正で計上した財政調整基金からの繰入れを一部取りやめるものであります。

次に、議案第36号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

この補正は、収益的支出において特殊勤務手当並びに感染症対策経費を追加し、資本的支出では感染症対策として空気清浄機の購入経費を追加するものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

議案第37号 令和2年6月1日から令和2年7月31日までの間における町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する条例についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大により申告な影響を被っている町民と町内事業者の状況を鑑み、本年6月と7月の2か月間、私の給料月額から現行の20%に加え、さらに30%、副町長及び教育長については、給料月額から10%をそれぞれ削減するものであります。

次に、議案第38号 宝達志水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、人事院規則に準じて夜間看護等手当の支給上限額を引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業等に従事する職員に対して、特殊勤務手当を支給するものであります。

以上、案件の概要について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで、議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 今週、小学校、中学校の児童の方が、半日、小学校も行かれておるわけでございますけれども、その中で子どもらが通学時に歌っている言葉「私たちは自粛をしなくても、新型コロナ君、あなたが自粛をしなさい」と歌いながら通っている姿を見て、本当にほほえましいなと思って聞かせていただいております。

そこで、本町としても早々に臨時会を開き、町民のために手当、かなりの金額の地方創生の臨時交付金を頂いている中で、私はもっと町自身にも独自の施策があるのかなと思って期待しておりましたけれども、残念なことにあまり見られないということが1つ残念でございます。

また、議案第37号についてですけれども、以前の知らせ、報道等々には副町長、教育長の減額は入っていなかったのに、突如また3役、それで長は30%、副町長、教育長は10%、

期間は2か月間という示しでございますけれども、この2か月間の根拠をちょっと教えていただきたいのと、30%というのは1つの売名行為ではないかというお声も聞かれます。どういった観点からこの条例にこういった期間、数字を入れたのか教えていただければなと思って質疑をいたします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の御質問にお答えをいたします。

まず、30%を2か月というところですが、現在2割カットしておりますので、これに3割加えて半分になります。そして、2か月というのは感染が広く蔓延しておったようなとき、4月前からですかね、おおむね2か月間かなと、そんな期間であったかなと思います。それに合わせて、私の減額も2か月としたところでございます。

それで、また副町長、教育長については、それぞれ各自からカットさせてほしいと、したいと、そのような申し出がありまして、それぞれ1割ずつ、私と同様に2か月間削減しております。副町長、教育長については、私は当初必要ないと判断しておりました。現在の職務に精励する、そういった中で、してほしいし、それに対するというか、定められた給料を受け取ればいいと、そのように考えておりましたけれども、自身から申し出がありましたので、それを実施するというところでやらせていただいておりますし、額というか率も私とは違いますが、削減するよりも町で頂いた給料を使うと、そのようなこともよろしいのではないかと考えております。そのようになさっておる首長さんもおいでますし、そんなふうにお考えいただければなと思っておるところでございます。

それで、金額にしても期間にしても、削減、幾らすれば、またどの期間すれば完全なのか、そんなことはないと思います。要するに、御指摘の余地はいくらでもあるというところでございます。私たちとしましては、今お示したようなカットの割合そして期間ということで、提案させていただいております。

また、売名行為云々と、そんなことを思っているのでは決してないと申し上げておきますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） これより、議案全般にわたっての討論を行います。

討論はありませんか。

11番 小島昌治君。

[11番 小島昌治君 登壇]

○11番（小島昌治君） 私は、議案第35号の一般会計補正予算について、賛成討論を行います。

まず、本予算案の歳入の19款繰入金が405万円余、繰入れをやめています。理由を聞きますと、我々議員の報酬などの減額分を繰入れの減額分に充てるというのが理由だそうであります。しかし、我々議員は、コロナ禍の中でこれまで以上の議員活動を行っています。報酬減額は、より充実した子どもたちへの福祉の充実に充てることを求めたものであります。財政調整基金の繰入れの減額をやめ、議員報酬減額分を我々議員が求めた子どもの福祉充実に充てることを強く求めるものです。

また、今回、大学生や専門学校生、大学院生への支援に1,600万円余の予算がつけられました。大変いいことだと思います。評価するものです。しかし、この制度の目的と利用する対象学生枠に矛盾があります。28歳までの大学院生がこの制度を利用できる上限となっています。しかし、28歳を超えた大学院を卒業して博士課程を行っている大学生も多くいる。特に医学部の大学院生で、28歳以上の方は多くおられます。この方々も支援の対象になるよう求めて賛成するものであります。

議案第38号について、条例案について賛成討論を行います。

この条例案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に従事する町の職員の特殊勤務手当について定めたものであります。しかし、新型コロナウイルス感染症と戦いながら、医療や介護を提供している町職員以外の医療介護労働者がたくさんおられます。そして、その医院、病院、クリニックや介護事業所で、多くの町の方々がお世話になっている。それを考えると、その方々にも同じ手当が支給されることを求めるものであります。町長はこの議案への質疑の答弁で、今後考えていきたい旨の答弁をされました。一刻も早い改善がされますことを求めて、賛成討論といたします。

以上。

○議長（柴田 捷君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

まず、議案第35号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和2年6月1日から令和2年7月31日までの間における町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 宝達志水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） 次に、本日、守田幸則君外2名から提出のありました発議第1号 宝達志水町議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 宝達志水町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による町民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の支援が必要なことから、令和2年6月1日から令和3年3月31日まで議員報酬の月額を10%減額する議員報酬の特例に関する条例案を提出するものであります。

議員各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響の現状を踏まえ、御理解と御支援をいただきまして、賛同していただきますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） これより、本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） これより、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

議員提出発議第1号 宝達志水町議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（柴田 捷君） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会・閉議

○議長（柴田 捷君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第2回宝達志水町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後0時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 柴 田 捷

署名議員 勝 二 正 人

署名議員 岩 根 信 水